

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい、すずき、めばる一枚網漁業	4	定めなし	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井境界線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、下記点 A から点 B を結んだ線の延長線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号、共第 2 号及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域を除く。 点 A 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上 点 B 共第 3 号と共第 4 号の境界の最東端	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地※を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1)すずきを目的とするもの 9 cm 以上 (2)めばるを目的とするもの 6 cm 以上  2 網の張立時間は 15 時から翌日 10 時までとする。	令和 5 年 2 月 10 日から同年 3 月 9 日まで	令和 5 年 3 月 31 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

くるま えび三 枚網漁 業	同上	同上	共第 2 号共同漁業権 の漁場の区域。ただ し、共第 1 号共同漁業 権の漁場の区域及び 共第 3 号共同漁業権 の漁場の区域を除く。	4 月 1 日 から 12 月 31 日まで	三浦市南下浦町に漁業 根拠地を有している者 かつ共第 2 号共同漁業 権の漁場の区域におい てくるまえび三枚網漁 業を営むことについて 当該漁業権の漁業権者 の受忍を受けている者	なし	同上	令和 5 年 4 月 25 日 から令和 9 年 3 月 2 日まで
------------------------	----	----	--	------------------------------	--	----	----	--